

当せん金付証票法の一部を改正する法律案要綱

- 一 生活保護法上の被保護者は、当せん金付証票を購入してはならないこと。 (第六条第八項関係)
- 二 この法律は、生活保護法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。 (附則関係)